

信用保証料補給に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の国庫返還について

令和5年2月9日
商工労働部

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施した信用保証料補給について、中小企業者等による融資の繰上償還に伴い発生した市への返金に相当する額を国庫返還するものである。

2 概要

(1) 対象事業

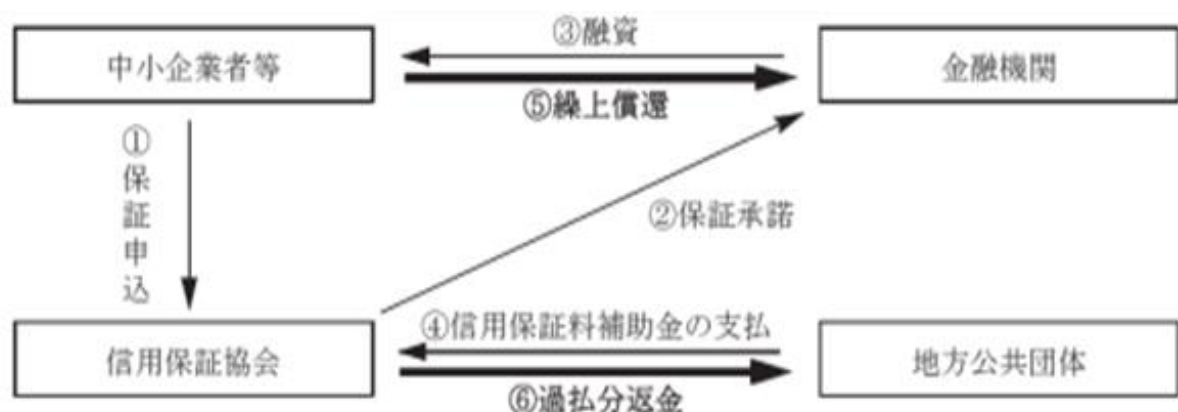
新型コロナウイルス感染症の影響により県融資制度を利用した中小企業等に対し、最長10年間にわたって市が保証料全額の補給を実施するもの（対象融資：令和2年4月から令和3年1月までの融資実行分）。なお補給は、中小企業等が岩手県信用保証協会に対して支払うべき保証料を市が代わって支払う方法により行うものである。

(2) 経緯

会計検査院は、中小企業者等による融資の繰上償還に伴って、当初保証期間のうち未経過となった期間分の保証料補給金が自治体に返金されて滞留しているとし、その要因として、内閣府が返金が生じた場合の取扱いを定めていないこと、また総務省が自治体に対して返金額等を把握させて、交付金を国庫に返還する必要があるかを確認していないことを挙げ、両府省に対して改善の処置の要求等を行った。

これを受け、総務省が全国の自治体に向けて返金額の国庫返納手続等に係る事務連絡を発出したことから、これに沿って、令和2年度及び3年度において岩手県信用保証協会から市に対し返金された保証料補給金のうち、交付金を財源とするものについて、国庫への返還を行うものである。

(信用保証料補給の流れ)



3 返還予定額

2,471,808 円

(内訳)

	保証料過払分返金額		うちコロナ交付金対象分	
	件数	金額	件数	金額
令和2年度	501 件	17,241,856 円	8 件	1,161,733 円
令和3年度	96 件	3,635,268 円	23 件	1,310,075 円
計	597 件	20,877,124 円	31 件	2,471,808 円

4 対応経過

令和4年 10月 17日 会計検査院が内閣府・総務省に対して改善処置要求等を実施

11月 4日 総務省による国庫返納手続等に係る事務連絡の発出

12月 23日 交付金返還申請書等を県に提出

12月 26日 交付金返還命令書を県から受理

5 今後のスケジュール

令和5年 3月 中旬 市議会本会議

3月 下旬 交付金返還予定

6 令和4年度以降返金分の取扱いについて

返金された保証料補給金の財源を区分して経理し、今後国庫返還を生じない方法を関係部等と調整のうえ検討することとする。また、それを踏まえて5月頃に総務省あて報告を行う予定である。